

令和 7 年度障害福祉サービス事業者等集団指導

令和 7 年度における主な改正事項について



主な変更内容

令和7年度から

- ・業務継続計画（B C P）未策定減算の経過措置が終了 《全サービス》
- ・就労選択支援の開始
- ・処遇改善加算の経過措置区分（V）が終了 《一般、計画、障害児相談以外の全サービス》
- ・地域連携推進会議が努力義務から義務化へ 《障害者支援施設、共同生活援助》

令和8年度から

- ・地域移行等意向確認体制未整備減算の経過措置が終了 《障害者支援施設》

※《 》内は対象のサービス種別

1. 業務継続計画の策定等（全サービス）

「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は未策定減算を適用しないこととする経過措置が令和7年3月31日で終了。

※就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置あり。

※現時点で未作成の場合、令和7年4月1日から減算になる。

◆業務継続計画未策定減算

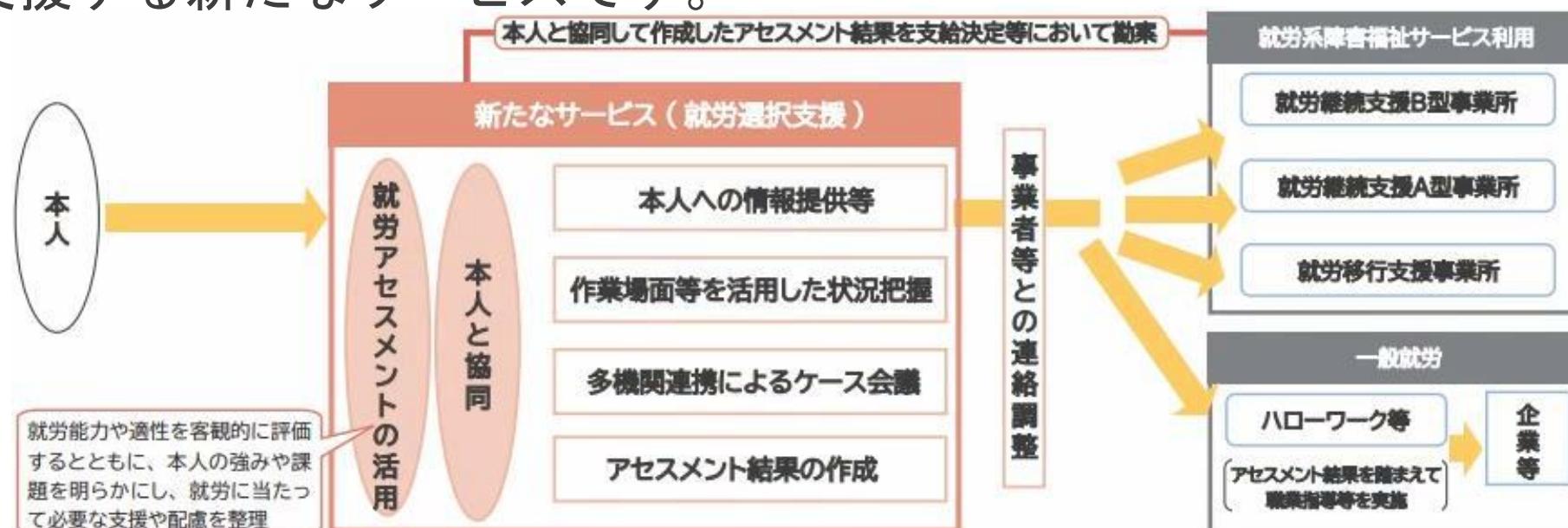
- ・療養介護、施設入所支援（障害者支援施設が行う各サービスを含む）、
共同生活援助、宿泊型自立訓練
 - 所定単位数の3%を減算
- ・上記以外のサービス
 - 所定単位数の1%を減算

適用期間：基準を満たさない事実が生じた翌月から
状況が解消されるに至った月まで

2. 就労選択支援について

【令和7年10月1日から開始】

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。



2. 就労選択支援について

◆対象者

サービス類型		新たに利用する意向がある方	既に利用しており、更新の意向がある方
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者 (就労経験が無い方等)	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50歳に達している方 ・ 障害基礎年金1級受給者 ・ 就労経験ありの方	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準期間を超えて更新を希望する場合

2. 就労選択支援について

◆実施主体

- ① 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、
過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの
- ② その他これらと同等の障がい者に対する就労支援の経験及び実績を有すると
都道府県知事が認める事業者

●就労移行支援事業所

●障害者就業・施設支援センター事業の受託法人

●障害者能力開発助成金による障害者職業能力開発訓練を行う機関

●就労継続支援事業所

●自治体設置の就労支援センター

2. 就労選択支援について

◆定員

10人以上

◆人員配置

- ・管理者
- ・就労選択支援員 15：1以上

(要件：就労選択支援員養成研修を修了していること)

※就労選択支援は短期間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要、サービス管理責任者の配置は求められていません。

2. 就労選択支援について

◆支給決定について

- ・ 支給決定期間

原則1か月。ただし、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験や観察を行う必要がある場合は、再度1か月の支給決定を行うことが可能。

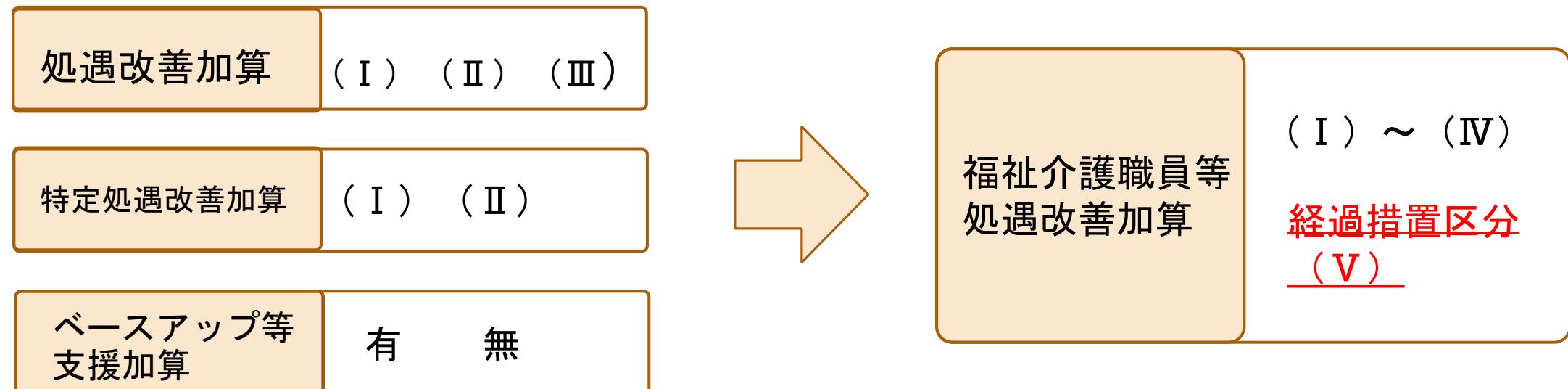
- ・ 他のサービスとの同一日の利用

放課後等デイサービス、障害児入所施設との同一日の併給可能。

障害福祉サービスの日中活動サービスとの同一日の併給不可。

3. 処遇改善加算の経過措置区分（V）

令和6年度報酬改定に伴い、従来の処遇改善加算等が一本化され、福祉・介護員等処遇改善加算となる。



激変緩和措置として設定されていた区分（V）については、**令和7年3月31日**で終了し、（I）から（IV）の算定区分となる

4. 地域との連携等（共同生活援助、施設入所支援）

【令和7年度から義務化】

◆地域連携推進会議の開催（概ね年1回以上）

- ・運営状況の報告、必要な要望、助言等を聞く

会議の構成員 【必須】利用者、利用者の家族、地域住民の代表者

【任意】福祉・経営に知見のある人、事業所所在地の市町村担当者 等

◆会議の構成員が事業所を見学する機会を設ける（概ね年1回以上）

◆会議の報告、要望、助言等についての記録作成、公表

- ・報告等の記録は5年間保存

未実施による減算規定はなし

5. 地域移行等意向確認体制未整備減算

障害者支援施設等について、利用者の地域移行への意向確認が
令和6年4月1日から努力義務化、**令和8年4月1日から義務化**されます。

必要な措置

- ・ 地域移行等意向確認等に関する指針の整備
- ・ 地域移行等意向確認担当者の選任
- ・ 意向確認の実施と個別支援計画への反映

5. 地域移行等意向確認体制未整備減算

地域移行等意向確認等に関する指針の整備

以下の内容を定めた指針を整備することが望ましい

1. 地域移行等意向確認等の時期
2. 地域移行等意向確認担当者の選任方法
3. 地域移行等意向確認等の実施方法および実施体制
4. 地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援
　その他地域生活の移行に向けた支援の内容
5. 地域との連携機関

5. 地域移行等意向確認体制未整備減算

地域移行等意向確認担当者の選任

担当者は、サービス管理責任者、又は地域における相談体制や障害福祉サービス提供体制等について知識を有する者を選任することが望ましい。

意向確認の実施と個別支援計画への反映

作成した指針に基づき意向確認を実施し、その内容をサービス管理責任者へ報告するとともに、個別支援会議に報告しなければならない。また、意向確認は担当者が中心となって少なくとも6月に1回以上は行うことが望ましい。

5. 地域移行等意向確認体制未整備減算

以上の措置を講じていない場合、経過措置が終了する令和8年4月1日から
地域移行等意向確認体制未整備減算が適用され、1日につき5単位が減算

【参考】障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル
～地域移行等意向確認等に関する指針作成のためのマニュアル～

※令和7年4月17日付けで秋田県障害福祉課よりメール送付済